## 企画建設常任委員会 摘 録

- 1. 開催日 令和3年2月24日(水) 第3委員会室
- 2. 出席委員 林高正委員長 桂藤和夫副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 岩山泰憲
- 3. 欠席委員 門脇俊照
- 5. 説 明 員 山根啓荘いちばんづくり課長 黒木和彦農業振興課長 福本敬夫いちばんづくり課いち ばんづくり係長 三浦健司農業振興課農業振興係長 荒木嘉夫農業振興課畜産振興係長
- 6. 委員外議員 なし
- 7. 傍 聴 者 なし
- 8. 会議に付した事件
  - 1 議案第15号 庄原市森林体験交流施設設置及び管理条例
  - 2 第2期庄原市農業振興計画の改訂について [農業振興課]
  - 3 陳情について
  - (1) 陳情第29号 庄原市畜産関係補助事業(乳用牛)の支援を求める要望
  - (2) 陳情第34号 かんぽの郷庄原の経営継続に関する要望
  - (3) 陳情第35号 令和3年度 備北商工会運営補助金等に係る予算要望について
  - (4) 陳情第1号 山永宅裏山の治山工事の要望について

\_\_\_\_\_

午後1時25分 開 会

○林高正委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。門脇議員より欠席届が提出されております。傍聴を許可いたしております。

\_\_\_\_\_\_

## 1 議案第15号 庄原市森林体験交流施設設置及び管理条例

- ○林高正委員長 1点目、議案第15号、庄原市森林体験交流施設設置及び管理条例。これは既に議員全員協議会と本会議において説明は済んでおりますけれど、簡単にもう一度説明をいただいた後、質疑に入ったらと考えますので、概略を簡単に説明してください。課長。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 森林体験交流施設設置及び管理条例案でございます。第1条では、目的を記載しております。森林体験活動を通じて、森林の持つ機能であるとか効果を学んで森林に対する理解を深めることのできる場を提供して、林業の担い手を育成することにより、地域林業の活性化の促進に寄与するため、この施設を設置するというものでございます。第2条が名称です。庄原市森林体験交流施設という名称にしております。休館日は第3条で、12月29日から1月3日としております。第4条が開館時間で9時から22時としております。第5条では使用許可、第6条では使用の制限、第7条では、別表で具体的に使用料を定めております。別表をごらんください。こちらについては一般使用と営利宣伝等での使用ということに分けまして、使用料につきましては、類似施設を参考に設定させていただいております。第8条では使用料の減免、そして第9条では使用料の不還付、そ

して第10条では使用許可の取消しであるとか、第11条では権利の譲渡の禁止、第12条では特別な設備の制限、第13条では原状回復義務を規定しております。第14条では委任に関する事項を記載しております。この設置管理条例の施行日は、附則として本年の4月1日からとしております。提案理由としましては、新たにこの施設を設置するということでございます。議員全員協議会の資料では図面等を添付しておりますので、参考としていただければと思っております。以上でございます。

- ○林高正委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。岩山委員。
- ○岩山泰憲委員 一般使用は、体験ルームとかオープンスペースとか無料となっておりますが、この施設自体は庄原市がつくったものでして、他の地域にある国が国の経費でつくった県外の施設とは全然違います。市民は無料でもいいんですが、市外から来て使うのに全部無料にするということですか。
- 〇山根啓荘いちばんづくり課長 使用目的が一般使用は無料にしております。これにつきましては森林 環境譲与税が入っているということもありますので、市外の方であっても無料としております。
- ○岩山泰憲委員 その話が甘いでしょう。森林環境譲与税が入ったといっても、それは庄原市に入っているのです。そのときに市外の人等も、例えばずっと使われて庄原市は光熱費など全部無料にするのですか。それではいけないでしょう。やはり市民のためにしたのなら市民の金でするのだから市民がもらってくる税だとはいっても、市民は市民、それから市外の方には申し訳ないのですが、負担していただかないと、レクリエーションのように楽しまれるのを来てくださいと、無料は考えられないでしょう。私が担当ならこんなことはしない。市外の方からはきちんと金をもらわないとどうするのですか。例えば三次とか広島からいろんな人が申し込まれて、無料だからとどんどん来られて、地元の方が使おうと思っても使いにくくなるだろうし。特に夏場などは、優先的に市外の方に取られたらもうできません。これは普通の考えです。行政職員ならそういうふうに考えるのです。よそから金をもらったもんだからいいというようなことは、私は考えられないですが、いかがですか。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 使用料については無料にしておりますけれども、例えば、今後指定管理とかそういう施設になったときに、プログラムの使用料をもらうとか、そういったことでは当然市外の方については利用料をいただいていこうと考えております。ただし、通常の今の使用料については、原則、一般使用は無料という考えで整理しております。
- ○岩山泰憲委員 そういうふうにしたということは分かるのですが、行政としたら現実的にすぐ変えないといけないでしょう。理屈ばかりつけてその場しのぎをやるからよくならない。市民に対してこういう施設をつくったのだから、基本は空いているときに使ってもらうのはにぎやかでいいのですが、無料にしたら問題でしょう。こういう施設はないですよ。どこにもないです。あんまり固執しないで、私の場合の考え方は庄原市民が不利になることは難しい。市民が得にならないといけない。
- ○林高正委員長 山根課長がおっしゃるのは、今回の財源の税の特色として、環境譲与税が入っているから、それにはそういった使い方というか、皆さんに広く啓蒙しなければいけないというような趣旨があるからこうなったということなんでしょう。実はひろしまの森づくり県民税も同じような趣旨で県内の方は利用料を取らない。政野委員。
- ○政野太委員 多分特殊な財源であり、特殊な使用方法ということで今の説明だとは思うのですけれど も、なぜ冷房だけここに記載があるのか。この庄原市では暖房のほうが非常に経費がかかるのではな いかと。ほかの施設もそういった費用を取っていないところがたくさんあるのですけれども、ここは 暖房費、灯油代になるのか電気代になるのかわかりませんが、それぐらいはもらってもいいのではな

いかとは思う。どういうお考えでしょうか。

- ○山根啓荘いちばんづくり課長 この施設に常備した暖房施設がないのです。そういうことで冷房のみしかない。そういうことで、使用料としては冷房の料金を類似施設と勘案しまして設定しているというような状況です。実際問題、暖房はどうするかということになると、動かせるようなストーブになるかと思いますので、そちらについては実際利用された方が利用者分だけを入れてもらうという考えで整理していきたいと思っております。
- ○政野太委員 設備は用意するけれども、その燃料についてはその使用者が各自で準備するということで理解していいですか。それと、ここにある第7条第2項ですが、市が公共的または公益的な目的で使用するときは使用料の適用を除外するという項目があるのですけれど、なぜこれがあるのかと思う。市が使うときに営利宣伝という項目も考えられるという意味ですか。それを免除するということですか。営利宣伝しか有料でないので、この書き方をしているということは、市が営利宣伝等での使用も考えられるという意味に僕はとれたのですが。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 市が例えば、第7条第2項、公共的公益的な目的で使用する場合は、 営利ということで、その利用料をもらってするような、先ほど言われたような営業ですが、営業に当 たるのかどうかわからないのですが、使用料もらってするようなときであっても、公益的事業であれ ば、それは除外をするという意味での第2項の規定になっております。
- ○福本敬夫いちばんづくり課いちばんづくり係長 第7条で挙げている理由は、別表で営利宣伝等での 使用になっております。目的外の使用の場合は、こちらに該当いたしますので、そういった場合に公 益的な利用が認められれば、例外規定として免除するという規定でございます。
- ○横路政之委員 冷暖房の機械ではないのですね。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 冷房のみの機械です。
- ○横路政之委員 灯油を入れてするのはやめたほうがいいと思う。大体、最近の施設を借りるときには、 火災等が絶対起きないような暖房にしている。火がついたらすぐだから。
- ○花田譲二企画振興部長 訂正します。先ほど言いました、こういう状況でいうとストーブを施設に置いています。他の施設もそうなのですが、ここでは設備に関する使用料は設定しますが、基本的な備品の利用料は設定しなければならないと考えております。先ほどありましたように、設備は冷暖房ということになりますと、かなりの費用がかかりますので、これはやはり今後検討しなければならないと思います。議員おっしゃるとおり、火災の原因とかいうのも事実ではありますので、そこらも含めますと検討しなければならないと思います。今の状態のものを極力活用するということで考えておりますので、冷房も保健ルームであるとかミーティングルームであるとかいう特殊な教室のみに設定されているものですから、ストーブについて、そのほかの体験ルームとかに置かせていただくということになりますので、利用料というのは改めて設定をする必要があると考えているところです。
- ○横路政之委員 すぐには対応できないと思うけれど、それは考えたほうがいいと思う。
- ○岩山泰憲委員 ですから暖房ということも考えられるわけでして、今のように燃料がどうとかいうような話は行政にはなじまない。それより、1時間使えば暖房ならいくら。設置しているものがあればそれをつけていくら。例えば、今言われたように暖房のいいものを付けにくい場合はそれでもいい。ただし、暖房器具を使ったときには300円もらうとかいう表現なのです。一般的に。批判しているのではないのです。誤解を招くような表現ばかりだから言っているわけです。明確に一々説明しなくて

も分かるように、冷房スイッチを入れたらいくら、暖房を使ったらいくら、1時間当たり。そういう書き方を普通するのですよ。市外ならいくら、市内ならいくらと検討すべきと思います。市民に不利益なことをすることはない。結果こういういいものをしたのなら、うまく使ってもらうように、いい条件をきちんと出すべきだから、もっとここは考えるべき。これではわからない。

- ○政野太委員 恐らく施設の大きさからすると、防火管理施設になるのではないかと思うのですけれど、 そういう管理者の設置というところまでは考えていらっしゃるのか。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長
  防火管理者の設置は考えております。
- ○政野太委員 それは管理者が常駐するという意味ですか。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長常駐はしませんが防火管理者はその施設にいるという形になります。
- ○桂藤和夫副委員長 備品購入費が 411 万円ぐらい計上されていますけれども、具体的にどんなものを 買う予定なのか。
- ○福本敬夫いちばんづくり課いちばんづくり係長 備品購入費、令和2年度の予算のことをお聞きになられたと思うのですが、まず備品購入費の大半ですが、施設の中で使います机と椅子です。これを庄原産材を使ったオーダーメードの机と椅子を用意する予定でございまして、もう既に発注済みなのですが、テーブルが20台、いすが40脚を予定しております。残りの約80万程度予算を使いまして、パソコン、テレビ会議ができるシステム、WiーFiのルーター、そういう高速を使ったいろんな会議とか講座ができるような機器を中心に導入する予定にしております。
- ○桂藤和夫副委員長 工作ルームとか実験ルームとかありますけれども、そういうところに児童が来たときに、例えばのことかそういうものは、令和3年度の予算で考えるということなのでしょうか。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 のこでありますとか、小さなものは消耗品予算で購入を検討しておりまして、12月補正予算で71万円の補正を認めていただきましたので、その中で準備をしています。
- ○桂藤和夫副委員長 ウッドワンさんはこの施設に絡まれることはないのでしょうか。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 この施設では、林業の担い手を育成するということもありますので、 具体的にはまだ施設が完成して実現はしておりませんが、木材利用促進研究会の会議であるとか、それから講師としても、そういう研究会のメンバーの方に参加してもらうとか、そういったことを考えております。
- ○林高正委員長 今日ここで協議するのは、いわゆる設管条例を御協議しなければいけないわけですけれど、先ほどからの議論では、いいようにまとまらないような気がしている。実際に私、ほかのものとの整合性がわからないが、ほかの設管条例は、この程度のものでやってきているのではないかと思うのだけど、岩山さん先ほどからのお話。
- ○岩山泰憲委員 設置管理条例自体が目的がありまして、住民の方とか使用されようとする人がわかり やすくきちんと整理されているかということだけです。もう少しこれは詳しくきちんと書いておかな いと、結果的には何が行き着くところかといえば、使う人が少なくなる。そこを曖昧にしておくと。 明確にしておくべきなのです。当然のことです。もう少し研究して、他の施設等を見たりしてされれ ばすぐ直りますから。今出したからこれをするということは難しいですよ。変えるところは変えてわ かりやすくしておかないといけない。将来にわたって。
- ○山根啓荘いちばんづくり課長 先ほどありました暖房施設については、備品の利用料という形で別に 定めて整理していきたいと思っています。それから備品関係の利用料については、こういう条例の中

では整理するようにはしておりませんので、切り離して考えていただきたいと思っています。

- ○堀井秀昭委員 今言ったように離して考えなければならない。設管条例は設管条例。ただ、この条例に不備なものがあれば、今後、修正していっていただければいいので、当面これで始まることについては、それほど問題はないだろうと思う。心配するのは、要はこの施設へ行けば、何が学べて何ができて、目的に沿ったカリキュラムというものがまだあんまり表に出ていない。要は運用をするときのメニューを早急にきちんとされないといけないのではないかと思う。ここへ行けば何が学べるのかということを明らかにして、きちんとつくり上げて運用しないと、ただこういう施設があるから来てくださいと言って、行ってみたが何もなかったでは意味がない。なるべく早くメニューをつくり上げてください。そのメニューの段階ではまたいろんな議論が出るだろうから、いろんな人の意見もよく聞いて。
- ○林高正委員長 そういった意見も出ましたけど、この程度で今回よろしいですか。では質疑を終結い たします。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○林高正委員長 これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり可決すること に賛成の方の挙手を求めます。なお、挙手されない場合は反対とみなします。

[挙手]

○林高正委員長 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。 次は農業振興課が入りますので少し時間ください。休憩します。

午後1時50分	休	憩	
午後1時52分	再	開	

## 2 第2期庄原市農業振興計画の改訂について [農業振興課]

- ○林高正委員長 会議を再開します。 2点目、第2期庄原市農業振興計画の改訂についてということで 農業振興課から説明を受けたいと思います。
- ○黒木和彦農業振興課長 資料をお配りしておると思います。第2期庄原市農業振興計画の改訂についてと計画の概要版を配らせていただいております。資料で趣旨へ書いておりますが、現在の第2期庄原市農業振興計画は平成28年を初年度として10年間の計画を立てております。今年度5年目を迎えるということで、中間の見直しをするということになっておりましたので、アンケート等改めてとりまして計画見直しを行う。後期の5年間の計画にするということでございます。計画期間は平成28年から令和7年の10年間で、後期部分については来年度から5年間ということになります。今回の改訂、中間見直しに当たって、まず農家さんの意見を反映させるということでアンケート調査をしております。アンケート調査に基づいて現計画の不足している部分を新たに足していこうというのが基本的な考え方でございます。資料へありますように、大まかに挙げますと5点程度で、この課題に対しての計画内容を下へ挙げておりますが、大きく言えば、ここへ1点目に挙げている人・農地プランの実質化であったり、2番目の省力化・軽労化するためのスマート農業、それからAIやICT等の技

術導入、3番目にGAPの導入促進ということを挙げております。そのほか比婆牛についての増頭の 支援であるとか、ネット販売を積極的に研究していこうという部分を今回の見直しで追加しているよ うな形です。資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目にもう少し詳しく具体的に挙げており ます。これを見てもらう前に概要版を先に見てもらえればと思います。計画そのものの本体は5年前 に配らせてもらったように冊子になって、かなり厚いものでございますが、これの概要を挙げたもの が概要版でございます。表面へ位置づけというところで、策定から5年が経過ということで見直しを するということを挙げております。この概要版の赤文字にしている部分が今回追加あるいは変更をし ている部分でございまして、先ほどの中間見直しを行うというところから、計画の構成と期間の1番 下にも同じように、5年目の中間見直しを行うということでございます。概要版をめくっていただき まして、左側の3番目の本市農業の総括的な課題という部分は、今あります 10 年計画のものを踏襲し ております。骨格の部分は当然 10 年計画なので変更いたしません。それから下の基本方針についても、 振興テーマを3つ設けております。ひとづくり・むらづくり・ものづくりということで、相互連携し ていますという部分も今の計画どおりでございます。右側にいきまして、農業振興施策体系の中に先 ほど言いました3つの振興テーマごとに振興目標をまたそれぞれつくっております。その中へ施策内 容ということで、ここが計画の本文でいいます計画部分になりますけれども、その中に人・農地プラ ンの実質化であったり、スマート農業の導入、それから中ほどにいってJGAP等の導入推進あるい はインターネット販売の拡大、それから少し下にいって比婆牛素牛の増頭のための酪農家との連携で あるとかということで、計画へ追加するということでございます。裏になりますが、最後に主な達成 目標指標ということで、計画の中で平成28年度からの計画で、26年度実績でその当時整理をしてお りますが、それと昨年度の数字、それから令和6年度の目標数値を設けておりますけれども、それを 比較しております。おおよそ、平成26年に比べて目標に近づいていると。なかなか数字が思うように 上がってない部分もございますが、こういったところで進んで、5年間の数字が上がってきたと。こ の中で1点ほど、活力あふれるむらづくりの下から2番目の④ですが、主要な市内産直市売上金額と いうところで、目標のところを1カ所8億円ということで赤字にしております。これは高野の道の駅 ができまして、平成27年ですか、尾道松江の開通の関係があったりして、想定していた額よりもかな り大きな額で産直市の売上げが上がってきております。令和元年にしましても7.7億円ということで 目標を8億円ということで修正させていただいております。 元の資料へ戻っていただきまして、計画 の本文の細かい修正については2ページへうたっておりますが、3ページ目をごらんください。今後 のスケジュールということで載せさせていただいております。本日、こちらへ報告をさせてもらいま して、その後に2月下旬と書いておりますが、パブリックコメントを10日間ほど実施しようと思って おります。それから農業振興協議会へ案を示して意見をいただくように予定しております。 3 月にな りましてから、そこら辺の意見反映も検討いたしまして、最終的に完成したもので印刷をかけるよう にしております。 4月にはホームページで公表したい。でき上がったものにつきましては、また議員 の皆さんに配付したいと思っております。それから4ページ目、裏になりますけれども、別紙として、 今回の計画策定の体系図ということで示させてもらっております。現在、左側の庁内会議は全て終わ っております。今回、常任委員会で報告をさせてもらって、右側の市民等の参画の中の農業者アンケ ートは最初の段階でやっております。それとパブリックコメントと農業振興対策協議会との意見提案 という部分を行って最終的に完成ということで考えております。説明は以上でございます。

- ○林高正委員長 説明を受けました。これから質疑に入りたいと思います。政野委員。
- ○政野太委員 達成目標ですが、変更している点もあるということなのですが、有害鳥獣被害面積はこのままでいいのですか。実績が平成26年当時に61.7~クで目標数値よりは多かった。令和元年度では随分と減ったという実績がある中で、その目標をそのまま維持で、今度はふやしていくという。
- ○黒木和彦農業振興課長 ふやしていくという意味ではないのですが、当然減らしていきたい。今までの動向、毎年こういった指標のある部分については、数字を挙げさせてもらって整理しております。 動きの部分、多かったり少なかったりしているのですけれども、確かに御意見のように、昨年の状況でいいますと、目標の半分に既になっているというところも踏まえて、これは検討させてください。
- 〇横路政之委員 資料1ページ、4の(3) GAPの導入。そして、こちらの表の中にJ GAPとある。 これは何のことですか。
- ○黒木和彦農業振興課長 一般的なGAPといいますのは、グローバルGAP、国際GAPを通常GAPと言っているのですけれども、日本版のGAPであったり、あるいはまた地域版のGAPであったり、本来のGAPはすごく管理が細かく分かれて、大きいものになっているものですから、最終的な国際GAPを進めていきたいという考えはあるのですけれども、まずはJGAP、ここにJGAP等という言い方をさせてもらっているのですけれども、目指すところはグローバルGAPではございますが、まずはJGAP等の範囲のものから導入推進を図っていきたいと考えているので、本文へはJGAP等という表現をさせております。
- ○横路政之委員 GAPとは何ですか。
- ○黒木和彦農業振興課長 農業でいいますと、農産物の生産をするときの管理工程なのです。作業のどういった扱いをするとか、どういったものが関わって、例えば細かいことでいうと、人間が手の消毒をどういうふうにしていくのか。生産工程のルールを決めましょうというのがGAPです。ですから、でき上がったものがこうなりましたという目標ではなくて、こういった生産をする段階で、どういう扱いを基本としてやっていきましょうという計画を個々の農家さんが立てられる。それに従って、生産工程を管理しましょうと計画をつくって認定をされるのがGAPです。
- 〇岩山泰憲委員 ここであずま蔓頭数・飼養割合を挙げておられますが、これはこれでいいのですが、一部で、よく見たら農協の資料の中で間違ったものがあったりして、牛肉のパンフレットを見ると。あづま蔓というのは、戦前か戦後ぐらいのときに、農林省の蔓牛造成事業というものがありまして、ト蔵蔓とかあづま蔓とか4つぐらいの大きなものができたのです。これは和牛登録協会が主になってやったことなのです。それでその中で、あづま蔓は東城の一部の何とかいう系統とか、比和の牛とかをまとめてあづま蔓にしたわけです。岩倉蔓と書いた資料はよくありますが、岩倉蔓はありません。明治の初めに、江戸の終わりに、六右衛門さんという人が牛の近親交配をしていい牛をつくったということで、岩倉系統というのはあるのですが、蔓はない。ですから、ここはよくされているという話をしているだけです。
- ○政野太委員 先般、新年度の予算審査を行いました。その前にこれはでき上がっておかないといけないものではなかったのか。令和3年度がこの後1カ月先に進んでいく。その中で令和3年度からの計画を今から出すとのはタイミング的におかしいのではないかと思うのですけれど。その結果、全ての事業にすぐ取り組むわけではないのは理解できるのですが、令和3年度に反映されてない。ここに課題に対する計画内容という反映されてないものがすごく多いと思う。この計画はもう少し早めに出さ

れたほうがよかったのではないですか。

- ○黒木和彦農業振興課長 言われることもごもっともだとは思います。前回2期の計画をつくったときも、ほぼ1年かけてつくって、その翌年度の4月からスタート。今回も今年度の見直しということで3年度からの計画になるのですけれども、主には、予算に関わってくる補助金の関係。農業関係の補助金、数多いのですが、その中で平成30年に補助金を見直しして、全部ではないのですけれども、令和3年度までの期限の補助金にしております。本当はこの中間見直しを受けて補助金見直しをしようということで、2年で切ろうかと思ったのですけれども、今言われるように計画ができ上がってそれを反映させるのは3年に検討しないといけないものですから、補助金そのものは3年までの補助金にしている。ですから、これを受けて3年度中に内容を見直して、続けるものはまた4年度から続ける。見直すものも当然そう。廃止するものがあればそこで廃止するという考えでやったものですから、早くすれば予算までに間に合わせたのかもしれませんが、1年を恐らく使うだろうという中で、そこの補助金の設定もさせてもらっていたと御理解いただければと思います。
- ○桂藤和夫副委員長 農業の現状を見たときに、例えば、今度田んぼを作ってもらうとしてもなかなか作ってもらえないというような状況も生まれていますので、一旦思い切って農業組織の再編的なことを考えられて、5年中期的長期的な目標を立てられて、例えば農林振興公社を中心として再編をするとかいう形で、庄原市の全体の農業の基盤づくりといいますか、これからの展開を考えていかないと、ますます休耕田がふえてくるのではないかなと思いますので、そのところについてはしっかりまた議論をしていただきながら、中期的長期的な目標、5年といわずに、さらに5年後、10年後までを見据えて、人口減少も歯止めがかかっていませんので、ますますそういうところがふえてくる可能性がありますので、そのところはしっかり御議論いただいて、いろんな意見を吸い上げて検討していただいて、しっかり庄原市は農林畜産業が基幹産業とおっしゃるのであれば、真剣にとらまえて考えていただきたいと思います。要望でございます。
- ○堀井秀昭委員 庄原市の農業を支えていくのは大規模集団をつくることだけじゃない。まだまだ今の 段階では、兼業で農業をやっている人が随分おられる。耕作放棄が多く発生しているのは兼業の人た ちだろうと思う。そこをどういうふうに制度として支えていくかというものが必ず要るだろうという のを強く思うのと、文句を言いたいのは、がんばる農業を使おうと思って、機械を申請したら、田ん ぼで使えるからだめだと言われたのが過去2回ぐらいある。機械を買うのなら能力の高いものが欲しい。田んぼで使える機械はがんばる農業の対象になりませんというようなことは誰が考えたのか。どういう意味なのか。
- ○黒木和彦農業振興課長 がんばる農業そのものをつくったときは、もともと水田に使う機械については対象にしてなかったのですけれど、最初は産直市等へ出される小規模農家さんに対しての支援をしていこうというのががんばる農業のもともとのつくりです。その中で、当然水田での活用はそもそも考えていなかったのですけれど、水田経営する中で、それではなかなか難しい。機械もいるし、そうはいっても庄原市は水田が多いですから、そこの部分の支援も必要だろうというので、平成24年ですか、がんばる農業そのもの事業を見直して、今まで園芸作物だった小規模農家さんの支援プラス認定農業者の方の支援をしないといけないだろうということで、今は一般型と認定農業者型に分けて、認定農業者については、当然、水稲のほうも含めて計画に載っている機械施設については支援していこうということで、そこではカバーをしているのですけれど、認定農業者でない方、今言われるような

兼業農家さんまでは、今の段階ではもう補助として手が回ってないのが現状です。そうはいってもお金がいくらでもないので、選択をするようにはなるとは思いますけれども、来年度の見直しの中で、そういったところも含めて検討ができればとは思いますが、今までの経過としてはそういう流れの中で、一般の方の水稲作業用の機械は対象になっていなかったというのが流れです。

- ○堀井秀昭委員 水田も作るけど、園芸作物、ハウス栽培などもする。機械を導入するのなら両方に使えたら1番いい。例えばトラクターにしても、ある程度の大きさであったら水田にも使えるし、ハウス園芸にも使えるということを思う。少し大きい機械を導入しようかと思ったときに、この機械は水田で利用ができるからだめだと2回ぐらい私は断られているから言っている。認定農業者の件については認定農業者ではないから、そちらの制度は使えない。できれば、農業やっている人は、1台の機械でいろんな農業ができるように、それは大きくカバーをした支援制度を今考えると言われたかな。
- ○黒木和彦農業振興課長 来年度、全体の補助事業を見直します。金額的に少ない金額を多くへ出すという方法もあるのかもしれないですけれども、やはりそれなりに支援ができる金額を確保しようというのが中心になっての整理になる。ですから、そういった兼業農家さんの水田で使われる機械の部分の整理は、当然検討はしますけれども、その中で配分ができて補助制度でできるかは今言えませんが、そういった御意見もあるということを踏まえた中で検討はしていきたいと思います。
- ○政野太委員 概要版なのでないのか、平成26年時点ではなかったので万が一なかったらいけないので 言うのですが、例えば飼料用米をふやす目的はTMRセンターの活用だったと思う。TMRという表 記も要るのではないかと思うのですけれど。
- ○黒木和彦農業振興課長 TMRセンターは本文の計画へは挙げております。和牛用のTMRの中へ飼料用米ではなくてWCSの飼料用稲をふやしていくという表現をしておりますので、ここへ細かく書けなかったので。
- ○林高正委員長 今の政野委員の質問の関連でございますけれど、この前の審査のときにWCSを 170 ヘクタールにもっていくというのは無理だから、下げようかというような話があったと思うのだけれ ど、これはこのまままた出てきているのだが、どうなのですか。
- ○林高正委員長 比婆牛素牛の増頭のための酪農家との連携が、魅力あふれるものづくりのところへ書いているのだけど、ヌレ子のことだろうけれど、これはなかなか難しいよね。この前の課長答弁で、 廿日市かどこかのAコープで比婆牛を売っていると言っていた。あそこの牧場の話、あそこが結構これをやっているわけだ。これを書かれているけれど、実際には思ったほど成果を上げていないのではないかと思うのですが、どうなのですか。
- ○黒木和彦農業振興課長 和牛の増産について、国でもこういった乳用牛を活用しての和牛生産という のは以前から言われていて、ただ実際、今言われるようにヌレ子の状態でキープしていくのがなかな か場所がなくて難しいと。専用のところへ行ってしまうとよそへ行ってしまうので、広島県に残らな いというのが今までの状況だったのですけれども、広島県も県内に残していこうということで、全農

と一緒になって、ヌレ子を育てるところを今つくっております。去年あたりからそういったところへの人工授精の補助も始めておりますので、これからはある程度の頭数が県内へ残っていくだろうと。 庄原市で乳牛から生産した和牛もそこへ行く、あるいは、市内の農家さんに、難しいかもしれませんが、残していけたらということではあります。

- ○岩山泰憲委員 5のところの真ん中のほうでマーケティング、流通販売体制の整備とあります。(インターネット)と赤字で書いてあります。流通販売体制の整備で一応1つの項目でいいのではないですか。そして、新たにインターネット販売の拡大を目指すという別なもので。流通販売体制の整備、とりわけインターネット販売ということではなくて、流通販売体制は体制で整備を残して、新たにインターネットの販売という1つの項目でいいのではないですか。
- ○黒木和彦農業振興課長 販売の体制整備の中で特にインターネット販売を拡大していこうという思い で括弧書きにさせてもらったのですが。
- ○岩山泰憲委員 別立てがいいですよ。うちやよそにもこういう施設があるわけで、それを整備したり 今後考えていくときには、その項目を1つ置いておいて、インターネット、新たな販売というやり方 というのをそこへ強調しておいてくれれば。施設の整備は全てインターネットかというような表現に なりますよね、括弧書きで囲えば。
- ○黒木和彦農業振興課長本文の書き方もあるので、検討させてください。
- ○林高正委員長 その他ございますか。ないようですのでこの程度で終了したいと思います。

\_\_\_\_\_

## 3 陳情について

- (1) 陳情第29号 庄原市畜産関係補助事業(乳用牛)の支援を求める要望
- (2) 陳情第34号 かんぽの郷庄原の経営継続に関する要望
- (3) 陳情第35号 令和3年度 備北商工会運営補助金等に係る予算要望について
- (4) 陳情第1号 山永宅裏山の治山工事の要望について
- ○林高正委員長 続いて、陳情についてということで、陳情第29号、要望書、庄原市畜産関係補助事業 乳用牛の支援を求める要望が出てきております。継続してずっと支援しているという部分で、続けて やってくださいという要望書になっております。これは聞きおくでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○林高正委員長 では次、2点目、陳情第34号、かんぽの郷庄原の経営継続に関する要望ということで、 広島経済同友会備北支部より要望書が出ております。これについても聞き置くでよろしゅうございま すか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林高正委員長 3点目、陳情第35号、令和3年度備北商工会運営補助金等に係る予算要望についてということで、備北商工会の石川会長から出てきております。これも今までずっと支援しているものの継続と新規がある。1点目の備北商工会運営補助金は継続ですが、2点目のコロナ復興支援対策補助金、新規ということで読みます。全国に感染が拡大し国内の産業に大きな影響を及ぼしている新型コロナ感染症は依然として終息しておらず経済への影響が長引いています。仮に終息したとしても大き

く疲弊した経済を復興させるにはまだ長い期間を要するものと考えられます。備北商工会としても、 備北もんギフトによる販売促進支援や飲食店マップによる広告宣伝支援を行ってきましたが、令和3 年度においても引き続き支援策を講じて、小規模事業者を支援していきたいと考えていますので、下 記の支援対象補助金を要望しますということで、備北もんギフト、飲食店紹介サイト開設、合計で150 万円をお願いしたいということです。同じものは、執行者にも出ているということでございます。聞 きおくでよろしいですか。

- ○堀井秀昭委員 新年度当初予算が議会に示されていて、これはいつ出たものか知らないが。当初予算 に入っているのか。
- ○林高正委員長 12月25日に出された。休憩します。

午後2時27分	休	憩	
  午後2時 29 分	五		

- ○林高正委員長 では再開します。では、聞き置くということでやらせていただきます。 最後に4点目、陳情第1号、山永宅裏山の治山工事の要望についてということで、三河内小和田南 の自治会長の木下さんより要望書が出てきております。岩山委員。
- ○岩山泰憲委員 今回の場合は、家の中へ山の水が流れているというようなことでして、当面地元で土 のう積んで止めているのですが、県の治山事業があるのです。それに向けて採択してもらうように市 としてもよろしくお願いします。議会としてもそういうことをするようになるべくよろしくお願いしますということでございます。事業主体は県になります。ですが、市が間で県へ伝えます。強く要望してもらえばいいです。
- ○桂藤和夫副委員長市の担当者が見に来たとか。
- ○岩山泰憲委員 一応来た。
- ○桂藤和夫副委員長 それが県のほうへあがっているというのはあるのですか。
- 〇岩山泰憲委員 多分あげていないのではないか。あげるべきだけれど。査定をするのなら県が見て判断するのですけれども。
- ○横路政之委員 要望は県土木にも行っているのか。
- 〇岩山泰憲委員 行っていません。普通なら市として、その実態を見て正式に県へこうしますと話をする。ぜひするようにすべきだと言ってもらえれば、市の執行部は、これはしっかり出さないといけないとなるわけです。
- ○林高正委員長 これは執行者側には出てないのか。
- ○岩山泰憲委員 出たのですが、市が見てよくわからないからそのままになっている。それは自治会長が聞いた話です。
- ○横路政之委員 川手のほうでも県の河川があるので、市へ言うし、県土木へも行くし、二通りでずっと継続していかないと、県も地元から要望がないのにというところがある。
- ○岩山泰憲委員 地元からすれば、支所のほうから本所を通してでも県へ話をあげてもらいたいという 要望があるんです。ですが、あがっていません。

- ○堀井秀昭委員
  どういう扱いにすればいいのか。
- 状況を聞いてみないと、ここではどういうことにもならない。それほどのことをほっ ○林高正委員長 たらかしにしているとはどうも信じがたいので、建設課に確認して、また皆さんにおつなぎしたいと 思います。
- 建設課に確認した上で、まだ手付かずですよと言うのなら、企画建設常任委員会とし ○堀井秀昭委員 ては、早急な対応をすべきだという結論に達したということを決めておけば、委員長、副委員長も行 って話がしやすいでしょう。
- 委員長・副委員長で建設課に行って、早急に対策を打つように検討するようにという ○林高正委員長 ことで強く申し出をしておきますので、そういうことで処理させていただきます。
- 備北商工会運営補助金の予算要望ですが、先ほど商工観光課から回 ○俵啓介議会事務局議事調査係長 答がありまして、新年度予算では措置してないということです。要望書は出ているのですが、個別に 出たものをその都度予算措置することはないということで、ほかの商工会とのバランスもあるので、 新年度に入ってから検討して、必要なら補正予算で対応するとのことでした。
- ○林高正委員長 はい、わかりました。聞き置くでいいですね。これで企画建設常任委員会を閉会いた します。

午後2時35分	閉	会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委 員 長